

発委第5号

令和8年6月17日

北栄町議会議長 前 田 栄 治 様

提出者 北栄町議会総務教育常任委員会
委員長 齊 尾 智 弘

自衛隊員の政治的中立性の確保についての意見書の提出について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会会議規則第14条
第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

自衛隊員の政治的中立性に疑義があるため。

自衛隊員の政治的中立性の確保についての意見書

令和8年4月12日、都内で行われた特定政党の党大会で、陸上自衛隊中央音楽隊所属の女性自衛官が、「陸上自衛隊が誇るソプラノ歌手」と紹介され、制服を着用の上でステージに登壇し、国歌斉唱を行ったことが報じられている。

党の主張では、党大会の演出を企画した外部業者からの依頼を受け、防衛省に確認した上で、最終的には党大会運営委員会で協議をし、決定し、出演したそうだと。

本来、自衛隊は国全体の公的組織であり、自衛隊員は、国民全体の奉仕者たる公務員であり、特定の政党を支援・演出する場（党大会）で制服姿の自衛官が活動することは、その政治的中立性の観点から、きわめて問題がある。

実際、自衛隊法第61条では、隊員の政治的行為が制限されている。これは、戦前の軍部による政治介入の反省に基づき、シビリアン・コントロールを確保する目的に出たものである。防衛省側は「私人としての参加」と釈明しているが、制服姿の現役自衛官が登壇することは、外見上、公的行為であるとの印象を与えることになる。

また、制服姿で党大会のステージに上がることは、実質的に「自衛隊が党を支持している」とのメッセージを対外的に発することになるとの指摘もある。

自衛官服装規則（防衛庁訓令第4号）第13条の2では、「各自衛隊の幕僚長が、必要があると認めて指示する時」に通常演奏服装を着用するとしており、仮に独断で報告が上がっていなかったのならガバナンスの欠如であるし、実は報告が上がっていたなら、法第61条や規則の存在を軽視したものであり、いずれにせよ問題なのである。

木原稔官房長官は、隊員が依頼を受けた際、防衛省内の幹部（政務三役、官房長など）まで情報が共有されていなかったことを明らかにし、報告があれば「別の判断があった」とも述べて、防衛省内の統制機能が十分に働いていなかったことが露呈している。

本議会として、本件のような事態の再発防止を強く求める。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

令和8年 6月17日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長

発委第6号

令和8年6月17日

北栄町議会議長 前 田 栄 治 様

提出者 北栄町議会民生経済常任委員会
委員長 中 山 功 一

農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会会議規則第14条
第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

農業所得の安定と食料安全保障の強化は必要であり、国に対し実効性のある
制度創設を求める。

農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める意見書

我が国の農業は物価・資材価格の上昇で農業経営は岐路に立たされている。また農業従事者の平均年齢は69.2歳（令和6年）と引き上がっており、団塊世代のリタイアに伴い急速な高齢化、後継者不足の深刻化が進んでいる。また異常気象対策などに直面している。このままでは食を支える基盤が揺らぎ耕作放棄地の増加、農村集落の崩壊に歯止めが効かない状況となってきている。

また、消費者においても、物価上昇などによる暮らしの環境は厳しくなっており、食料品の急激な高騰は消費抑制と需要減退につながりかねなく、適正価格を維持できるよう所得補償制度の構築で、生産者と消費者双方の暮らしの両立を図ることが重要である。

については生産コストと販売価格の差額を補填することを基本とし、意欲ある全ての農業者が再生産可能となる、所得補償制度を速やかに法制化することが必要である。

また制度設計では多様な農業実態や、小規模・家族経営から大規模経営まで多様な担い手に反映される仕組みを構築し、食料安全保障を確立することが重要であり、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 実効性のある所得補償制度の速やかな法制化

農家・生産者が安定的に農業生産でき、かつ消費者へ安定的に供給できるよう、実効性のある主要農畜産物にかかる所得補償制度を新設するよう国に求めること。

以上、地方自治法第99条によって意見書を提出する。

令和8年 6月17日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣 農林水産大臣